

議 案 名	専決処分の承認を求めることについて（富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
制 定 趣 旨	地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
制 定 内 容	(1) 軽減判定基準の一部の額の改正を行います。 ① 5割軽減 295,000円 を 305,000円 に改めます。 ② 2割軽減 545,000円 を 560,000円 に改めます。
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市国民健康保険税条例（昭和 3 2 年条例第 1 号）新旧対照表

新	旧
（国民健康保険税の減額） 第 1 9 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を. 超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 4 万円を超える場合には、2 4 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 0 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1 7, 1 5 0 円	（国民健康保険税の減額） 第 1 9 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 4 万円を超える場合には、2 4 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1 7, 1 5 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,750円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,450円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.6万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,980円

2 （略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,750円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,450円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,980円

2 （略）

3 (略)

3 (略)